

パブリック・コメント用資料

荒川区同性パートナーシップ制度（案）

パブリック・コメント受付期間

令和4年2月4日（金）～2月25日（金）



パブリック・コメントに当たって

<応募できる方>

○ 次のいずれかに該当する方

- ・ 区内在住、在勤及び在学の方
- ・ 区内に事務所・事業所を有する個人、法人及び団体
- ・ 本制度により影響を受ける個人、法人及び団体

(注) 氏名（法人名・団体名）及び住所（所在地）の記載のない場合は、荒川区パブリック・コメント手続要綱の規定により御意見として取り扱うことができませんので、御注意ください

<意見の提出方法>

- 次のいずれかの方法により、令和4年2月25日（金）必着でご提出ください。
- 電話による御意見はお受けできません。また、新型コロナウイルス感染症の感染急拡大の状況を踏まえ、(1)～(4)までを原則とし、(5)持参による御提出については、極力御遠慮いただきますよう御理解と御協力をよろしくお願いします。
- (1) 区ホームページによる提出
- ・ 区ホームページのフォーム欄に記入し、提出する方法です。
- (2) 電子メールによる提出
- ・ 下記のメールアドレス宛てに提出いただく方法です。
 - ・ なお、メールの件名は、「荒川区同性パートナーシップ制度に対する意見」にしてください。
- (3) ファクスによる提出
- ・ 下記のファクス番号宛てに提出いただく方法です。
- (4) 郵送による提出
- ・ 下記の住所宛てに郵送いただく方法です。
- (5) 持参による提出
- ・ 下記の住所にご持参いただく方法です（平日 9:00～17:15）。

<意見の取扱いについて>

- 皆様からお寄せいただいた御意見につきましては、個人情報について厳重な管理の下、個人が特定できないよう意見の概要としてまとめ、それに対する区の考え方等とともに、後日公表します。
- なお、御意見につきましては、個別の回答はいたしかねますので、御了承ください。

【御意見の提出・問合せ先】

〒116-0012

荒川区東尾久5-9-3

アクト21（荒川区立男女平等推進センター）宛て

（電 話）：03-3809-2890

（ファクス）：03-3809-2891

（メー ル）：act21@city.arakawa.lg.jp

【性のあり方の基礎知識】

※制度に関わる基礎知識ですので、必ずご一読ください

＜図1＞性のあり方の特徴を示す4つの要素

【性のあり方（セクシュアリティ）】

- 人それぞれの性のあり方（セクシュアリティ）は、その人の見た目だけでは分かりません。「女性」「男性」の姿であっても、もっと多様な性のあり方が誰の中にもあります。
- 人それぞれ性格や能力にも個性があるように、性のあり方にも個性があり、それが「自分らしい性」です。
- 性のあり方の特徴には、「法律上の性」「心の性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」「表現する性」があります。

【右図1参照】



- ・ 性のあり方は、4つの要素の組合せから考えることができます。
- ・ その表われ方や組合せは多様であり、一人ひとり違い、十人十色です。
- ・ このことから、「性のグラデーション」と言われています。

【LGBTQ】

- LGBTQとは、「レズビアン」「ゲイ」「バイセクシュアル」「トランスジェンダー」「クエスチョニング」という代表的な性的マイノリティの頭文字をとって作られた言葉です。
- 性自認又は性的指向は、自らの意思で変えたり、選んだりできるものではないとされています。

【右図2参照】

＜図2＞

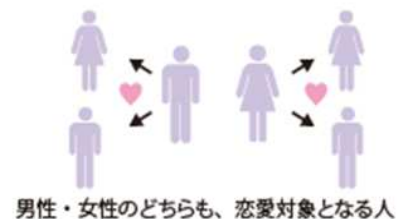
レズビアン
Lesbian



ゲイ
Gay



バイセクシャル
Bisexual



トランスジェンダー
Transgender



クエスチョニング
Questioning



セクシュアリティが分からない人や決めていない人

荒川区同性パートナーシップ制度の概要

1 趣旨

「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プラン～荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）～」に掲げる、人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高め、誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現を目指し、同性パートナーシップ制度を導入することとし、制度実施に必要な届出等の手続の取扱いを定めるものです。

<考え方>

- 自らの意思で変えたり、選んだりすることができない性自認や性的指向に悩み、生きづらさを感じながら日々の生活を送っているLGBTQの方々がいらっしゃいます。同性パートナーシップ制度は、そうした状況を踏まえ、LGBTQであることに起因した困難の解消につなげていくものです。
- 令和3年5月に策定した「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プラン～荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）～」(以下「推進計画」といいます。)では、基本目標の1つに掲げる「人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める」ための具体的な取組として、多様性を認め合う意識の啓発や理解の促進、相談体制の充実について実施し、パートナーシップ制度を含めた当事者が抱えている困難を解消するために必要な支援策について調査研究することとしています。
- 区ではこれまで、この推進計画に基づき、区報、区ホームページ、アクト21インフォメーションによる普及啓発や、映画上映会、写真展の開催等による理解促進に努めるとともに、専門相談窓口の充実を図ってまいりました。
また、パートナーシップ制度について、東京都パートナーシップ制度導入自治体ネットワークに参加し、制度導入自治体と意見交換を行うとともに、当事者団体等から意見聴取を行う等、調査研究を行ってまいりました。
- 今般、東京都において令和4年度中の同性パートナーシップ制度導入方針が打ち出され、都内区市町村にも広く連携・協力を呼び掛けています。こうした状況を踏まえ、都制度の運用開始時に、区民にとってより利用しやすい環境整備を図るため、区として先行して同性パートナーシップ制度を導入することとします。
- なお、制度導入後、成果や課題を検証し、都制度の運用時に改めて必要な見直しを検討することとし、こうしたことに柔軟に対応できるようにするため、要綱により手続を定めるものとします。

2 同性パートナーシップの定義

「同性パートナーシップ」とは、互いを人生のパートナーとし、日常生活において継続的に協力し合うことを約した、戸籍上の性別（自認する性別を含みます。）を同じくする二人の者の関係をいいます。

<考え方>

- 性のあり方は多様であり、「法律上の性」のみならず、「心の性（性自認）」「好きになる性（性的指向）」「表現する性」の4つの要素の組合せで構成されていることを踏まえ、本制度の対象となる「同性パートナーシップ」には、「戸籍上の性別」のほか「自認する性別」を同じくする場合も含めるものとします。

3 届出要件

届出をすることができる者は、届出日において、次に掲げる要件の全てに該当する者としてします。

- (1) 同性パートナーシップの関係にあること。
- (2) 成年に達していること。
- (3) 双方又は一方が区内に住所を有していること。
- (4) 配偶者がいないこと。
- (5) 当該相手方以外の者と同性パートナーシップの関係にないこと。
- (6) 直系血族又は三親等内の傍系血族（養子及び養方の傍系血族を除く。）若しくは直系姻族の関係でないこと。

<考え方>

- 「(2) 成年に達していること」
 - ・ 民法第4条に規定する成年をいい、民法改正により、令和4(2022)年4月1日以降「18歳以上」となります。
- 「(3) 双方又は一方が区内に住所を有していること」
 - ・ 不動産賃貸借等において同居の承諾を得ることが難しい場合があること等を踏まえ、いずれか一方が区内に在住していることを要件とし、同居・別居を問わず、より幅広い対象者に制度を利用していただけるようにします。
- 「(4) 配偶者がいないこと」「(5) 当該相手方以外の者と同性パートナーシップの関係にないこと」「(6) 直系血族又は三親等内の傍系血族（養子及び養方の傍系血族を除く。）若しくは直系姻族の関係でないこと」
 - ・ 本制度は、婚姻制度とは異なる制度ではありますが、互いを人生のパートナーとして歩んでいる方々に寄り添う制度であり、既に制度を導入している他自治体との将来的な連携を見据え、同様の要件とします。

4 届出の方法

届出は、届出をしようとする者の双方が、同性パートナーシップ届出書の記載事項を自ら記入した上で、次に掲げる書類を添えて提出する方法により行うものとします。

- (1) 現住所を確認できるもの
- (2) 婚姻をしていないことが分かるもの
- (3) その他必要と認める書類

<考え方>

- 届出時に届出内容の確認及び本人確認を行うため、届出者双方揃って窓口での手続を求め、届出内容に相違ない旨を確認の上、届出書に自署を求めるものとします。
- 届出書には、上記3の届出要件(3)(4)を確認するため、住民票の写しや戸籍抄本等の提出を求めるものとします。

5 受領証の交付

届出をしようとする者の双方が全ての届出要件を満たしているときは、同性パートナーシップ届出受領証を交付するものとします。

<考え方>

- 提出された届出書が届出要件を全て満たしているときは、同性パートナーシップ届出受領証（以下「受領証」といいます。）を交付するものとします。
- 受領証は、A4タイプのほか、希望に応じて携帯用カードタイプのものを双方に交付することより、届出者の利便性を高めることとします。
- 受領証には直接的な法的効力はありませんが、制度導入を契機として、地域における理解の輪を広げ、協力を得ながら取組を推進していきます。

6 受領証の再交付

受領証の交付を受けた者から、紛失、毀損又は汚損を理由として受領証の再交付申請があった場合は、受領証を再交付するものとします。

<考え方>

- 受領証の再交付申請があった場合は、再交付申請の理由の確認や本人確認を行った上、再交付するものとします。

7 届出事項の変更

届出書の記載事項に変更があった場合は、届出書記載事項変更届にその事実を証する書類を添えて区へ提出することを求めるものとします。

＜考え方＞

- 氏名、住所等の届出事項に変更があった場合は、届出書記載事項変更届の提出を求めるものとします。
- 届出時には、変更の事実を証する書類の添付や本人確認書類の提示を求めるとともに、受領証の記載内容を変更するものとします。

8 受領証の返還

- 届出要件を満たさなくなったときは、返還届の提出とともに、受領証の返還を求めるものとします。
- 虚偽その他不正の手段により受領証の交付又は再交付を受けた場合は、直ちに受領証の返還を求めるものとします。

＜考え方＞

- 同性パートナーシップが解消されたときや転出により双方が区内に住所を有さなくなったとき等、届出要件を満たさなくなったときは、返還届の提出とともに、受領証の返還を求めるものとします。ただし、届出者の死亡により要件を満たさなくなった場合は、当事者の心情に配慮し、届出のみとし、受領証の返還は不要とします。
- 虚偽その他不正の手段により受領証の交付を受けたことが判明した場合は、直ちに受領証の返還を求めるものとします。

9 通称使用

届出者が通称使用を希望する場合は、受領証等に記載する氏名について、通称を併記することができるものとします。

＜考え方＞

- 性自認により戸籍上の氏名に違和を感じている方に配慮するため、社会生活上日常的に使用している通称名を尊重し、手続き時の各種書類に通称を併記できるようにするほか、受領証にも併記できるようにします。
- 手続きに当たっては、当該通称を社会生活上日常的に使用していることが確認できる書類の提示を求めるものとします。

10 受付窓口

手続きは、アクト21（男女平等推進センター）のほか、本庁舎（総務企画課）においても受け付けるものとします。

＜考え方＞

- 届出は、届出者双方が来庁して行う必要があることを踏まえ、できるだけ手続きしやすい環境を整えるため、アクト21（男女平等推進センター）のほか、本庁舎（総務企画課）でも手続きできるようにします。
- なお、受付に当たり、スムーズな手続きの実施及びプライバシーの十分な配慮の観点から、事前予約制とします。

荒川区同性パートナーシップ制度（案）に対する御意見

住所（法人又は団体の場合は所在地）	
氏名（法人又は団体の場合は法人名又は団体名）	年齢 歳
電話番号 ()	
区分 ☐ 区内在住 ☐ 区内在勤 ☐ 区内在学 ☐ 制度により 影響を受ける方等	
御意見（自由記入欄）	
<送付先> 〒116-0012 荒川区東尾久5-9-3 アクト21（荒川区立男女平等推進センター） （電 話）：03-3809-2890 （ファクス）：03-3809-2891 （メー ル）：act21@city.arakawa.lg.jp	

締切日：令和4年2月25日（金）